



町長等の給与等引き上げ案 否決！

町長等の給与等に関する条例の一部改正

<採決結果>

賛成少数で否決（賛成3：反対6）

<提出議案の要旨>

鳩山町特別職報酬等審議会から答申の内容を受け、町長、副町長及び教育委員会教育長の給料を改正する。

【反対討論】

町長の公約実現が十分に見えない中での給与上げは町民の理解を得にくい。成果があれば昇給に賛成したい。また、北部地域投資の過大負債や官製談合事件に副町長と執行部はある程度責任ある立場。報酬アップはいかがなものか。（関根）

特定乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の運営に関する基準を定める条例

全員賛成

こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援強化のために創設されました。利用対象者は保育所等に通っていない生後6ヶ月から満3歳未満の子どもです。

問 事業者が利用を拒否できる正当な理由とは何か。

答 国の基準に基づき、受入れ枠・定員に余裕がない。子どもの状況に対し、設備・人員で安全な受入れが困難。災害・感染症などで一時的に受入れが制限される理由以外は拒んではならない。

問 認定証の交付時間、利用料はどうか。

答 申請から認定証の交付までは1日から3日程度を想定している。国の標準額は1時間300円。実際は各事業者が設定。（事前周知義務あり）

問 保育士の負担増にならないか。

答 国の試行結果を踏まえた制度設計であり町としても負担が増えないよう運営する方針。



鳩山町国民健康保険税条例の一部を改正

賛成多数

問 18歳未満の均等割は来年度課税か。

答 18歳未満は全額軽減で負担なし。子ども（18歳未満）の負担分を、18歳以上に賦課して賄う制度になっている。（18歳以上均等割り）

【反対討論】

子育て支援金の医療保険上乗せは不適切で反対。（野田）

子ども・子育て支援金制度は、全世代や企業から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する児童手当等の給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとなっています。

このため、子ども（18歳未満被保険者）の均等割額は、全額を減額することとしており、この減額分を18歳以上の被保険者が賄う（18歳以上均等割）仕組みとなっています。

意見書2件を可決し、国へ提出

太陽光パネルのリサイクル義務化を 求める意見書（要旨）

全員賛成

太陽光パネルは2030年代後半から大量廃棄が始まり、安価な埋立処分が主流のため、再資源化の遅れや不法投棄、処分場逼迫が懸念されている。脱炭素社会を実現するには、使用済みパネルを適切に回収・再資源化する仕組みが不可欠であり、国にリサイクル義務化と体制整備を求める。



廃棄量増加による環境負荷を懸念し、責任あるリサイクル制度整備を求める。
（中山）

意見書に賛成しつつ、提出後に国がどのように扱ったかを確認できる仕組みが必要と指摘し、住民の疑問に答える体制整備を求める。
（石井計次）

【賛成討論】
大量廃棄と環境負荷を防ぐため、太陽光パネルのリサイクル義務化が必要。
（清水）

イランに対する攻撃の即時停止と平和的解決 および経済安定を求める意見書（要旨）

賛成5・反対4で可決

2026年2月28日、米国とイスラエルがイランへの大規模攻撃を開始し、国際法違反の疑いが指摘されている。女子小学校の破壊など、深刻な人道問題も発生している。また、イランが対抗措置としてホルムズ海峡を事実上封鎖した場合、世界的なエネルギー価格の高騰が懸念され、日本でも物価上昇や円安が進むなど、国民生活や地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。こうした状況を踏まえ、鳩山町議会では「イランに対する攻撃の即時停止と平和的解決および経済安定を求める意見書」を提出し、

- 1) 武力攻撃の即時停止
- 2) 国際法の遵守と平和的解決の推進
- 3) エネルギー供給の安定確保と物価高騰対策を国に求める。

【反対討論】
戦況は激動し、国会で首相がG7の首脳と話し合うと言っている。意見書は不要。政府に任せ、町内の問題に取り組むべき。
（関根）

【賛成討論】
米・イスラエルの武力行使は国際法違反である。イランにも最大限の自制を求め、即時停止と外交的解決を求めるべき。
（中山）

鳩山町議会は、以前から多数の意見書を採択しているけれど地方議会の意見書って何？



自治体提出の意見書の国、省庁の現在の扱い

法的拘束力	なし
国・省庁の回答義務	なし
回答が期待できるケース	全国連合組織（全国知事会、全国町村会他）経由の意見書には回答に努める規定あり
現状の課題	回答がなく処理状況が不透明

1. 国の政策・法制度に対して自治体の立場を示す
地方の実情に合わない制度や、改善が必要な政策について、国に対して公式に意見を表明します。
2. 地域住民の声を国政に反映させる
議会は住民の代表機関であり、意見書は住民の要望を国に届ける手段です。
住民請願が採択され、その内容を意見書として国に提出するケースも多くあります。
3. 国の判断材料として政策形成に影響を与える
意見書は法的拘束力こそありませんが、国会や省庁が政策を検討する際の参考資料として扱われます。
複数の自治体から同趣旨の意見書が提出されると、政策変更の後押しになることもあります。
4. 地方自治体としての姿勢を明確に示す
議会が議決することで、自治体としての公式な立場を内外に示す役割があります。
住民に対しても「議会がこの問題を重視している」というメッセージになります。